

2021年8月30日

各 位

会 社 名 株式会社 フルッタフルッタ  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 CEO 長 澤 誠  
(コード番号 2586 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 徳 島 一孝  
TEL. 03-6272-3190

### A種種類株式の内容変更に係る定款の一部変更についての補足説明

2021年8月13日に発表いたしました「A種種類株式の内容変更に係る定款の一部変更、第8回及び第9回新株予約権の買取り及び消却、無担保融資ファシリティ契約の締結並びに取締役候補者1名選任に関するお知らせ」(以下「2021年8月13日付プレスリリース」といいます。)の一層の理解促進のため、定款変更に関する部分について補足説明をお知らせいたします。

#### <普通株式を対価とするA種種類株主による取得請求権>

A種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権を追加し、優先配当権及び金銭を対価とする取得請求権並びに譲渡制限の定めを削除する等の変更(以下「本株式内容変更」といいます。)後は、A種種類株式には、A種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権が付されることとなります。A種種類株主は、2021年9月16日以降いつでも、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされております。

A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を転換価額で除して得られる数となります。なお、転換価額は、当初50円としました。当該当初転換価額は、発行済みのA種種類株式の全てを保有するEVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「EVO FUND」といいます。)より提案された金額であり、当該当初転換価額である50円は2021年8月12日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(215円)と比較して76.74%のディスカウントとなります。提案された当初転換価額については、時価よりも大幅なディスカウントとなっているものの、その妥当性については当社でも検討の上、当初転換価額のみならず主眼を置いた交渉はせず、A種種類株式に新たに議決権を付与することとしたい旨のEVO FUNDの提案につき、議決権を付与しないことで受諾頂き、EVO FUNDからの当初の提案には含まれていなかった優先配当金の定めを削除についても受諾頂くなどしてEVO FUNDと交渉を重ねてまいりました。かかる検討・交渉の過程で、当社は、本株式内容変更が、「優先配当」の削除、「金銭を対価とする取得請求権」の削除、本項記載の「普通株式を対価とする取得請求権の付与」及び「譲渡制限」の削除の各変更を一体として行うものであるため、下記<株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠>に記載のとおり、優先配当権及び金銭を対価とする取得請求権が削除されることで現時点での累積配当額(総額48,362千円)及び取得請求権が行使された場合の対価(総額1,491,664千円)の合計額1,540,026千円の支払いを免れることができる、という点を重視いたしました。もちろん、支払いを免れる金額と、全て普通株式に転換された場合の株式数に現時点の時価を乗じた金額には41億円程度の開きがありますが、かかる株式数は極めて多量となりますので、そのような多量の株式を、現時点の時価で全て売却することは現実的には考えられません。このような点を衡量した結果、当社は、上記当初転換価額の設定と、当社が支払いを免れる金額は、普通株式への転換後においては、株式価値の希薄化に伴い当社普通株式の売却価格が一定程度下落する可能性があることも考慮すると、一定程度均衡しているため、既存株主の利益を害することにはならないと考えております。(なお、上記支払いを免れることができる金額の合計額1,540,026千円を発行済みのA種種類株式の全部について当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にA種種類株主に交付される当社普通株式数26,244,140株で除した価格は59円となります。)本株式内容変更後は、EVO FUNDは当社取締役会の承認を要することなくA種種類株式を第三者に譲渡することが可能となることを踏まえても、当社は、当初転換価額の

設定を含め、今般の条件変更は妥当なものであると考えておりますが、当社は2021年9月14日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会及びA種種類株主による種類株主総会（以下総称して「本種類株主総会」といいます。）における決議をもって、既存株主様の意思確認をいたします。発行済みのA種種類株式の全部について、当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にA種種類株主に交付される当社普通株式の数は26,244,140株（議決権数262,441個）となり、2021年6月30日現在の当社発行済普通株式総数14,682,629株（総議決権数146,826個）に対する割合は、178.7%（議決権ベースでの割合は178.7%）となります。このように、本株式内容変更後のA種種類株式の全部について、当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合、当社の1株当たり純資産額（2021年3月期末時点で96.52円）は29.16円（2021年3月期末時点の純資産額1,199,311千円に基づき算定）となります。

#### <本株式内容変更の目的>

当社は、2020年3月2日の当社取締役会において決議したA種種類株式の発行並びに第8回及び第9回新株予約権（以下総称して「本新株予約権」といいます。なお、これらの新株予約権が行使された場合、A種種類株式が交付される設計となっております。）の発行及び行使を経て、2020年3月末において債務超過の解消を実現することができました。その結果、EVO FUNDは、本開示日時点においてA種種類株式6,799株を保有しております。しかしながら、A種種類株式は、優先配当と金銭を対価とした取得請求権が存在するため、将来的に収益が改善し、剰余金が積み増された際に、株主への配当や追加の設備投資の際の障害になり得ると考えておりました（なお、下記のとおり、優先配当の支払い及び金銭を対価とする取得請求権の行使に基づく金銭の支払いは当社の分配可能額の範囲で行われるものですが、当社は現時点でそれらの支払いに必要な分配可能額が確保される時期について、具体的な見通しを立てている訳ではありません。）。また、現在進めております資本政策で成長投資による事業性の向上を実現していく中で、今後当社に対し、発行済みのA種種類株式の金銭を対価とする取得請求権が行使されることは、当社の財務状況にとって望ましいことではないと考えておりました。かかる状況の中、EVO FUNDより、2021年6月、A種種類株式について普通株式を対価とした取得請求権を付与するとともに、その譲渡について当社取締役会の承認を要しないこととする一方で、金銭を対価とする取得請求権及び優先配当権を削除する提案を受け、当社で検討した結果、上述の懸念を排除することができることから、本株式内容変更は合理的であると判断した上で、今回のEVO FUNDからの提案を採用しない場合はEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で極度額10億円の無担保融資ファシリティ契約（以下「ファシリティ契約」といいます。）による機動的な資金調達ができず、必要な手元資金を確保することができない可能性があるとの当社の財務状況の見通し等を総合的に勘案した結果、当社定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）を本株主総会及び本種類株主総会に付議することといたしました。

仮に本株主総会及び本種類株主総会において本定款変更に係る議案が否決された場合、上記のとおりファシリティ契約による機動的な資金調達ができないこととなります。そのため、当社は、本定款変更に係る議案が否決された場合は、株主への配当や追加の設備投資の際の障害を回避し、成長投資による事業性の向上を確実に実現するために、本株式内容変更とは異なる施策を講じる可能性も否定できませんが、現時点で具体的に検討している事項はありません。

#### <株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠>

本株式内容変更後のA種種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、仮に普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株主の皆様に対し議決権の希薄化の影響が生じ、少なくとも一時的には当社の一株当たり利益が低下する可能性があります。本株式内容変更後のA種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、上述のとおり、本株式内容変更後のA種種類株式について最大で262,441個の議決権を有する普通株式が交付されることになり、2021年6月末日現在の当社の発行済普通株式総数14,682,629株（総議決権数146,826個）に対する割合は、178.7%（議決権ベースでの割合は178.7%）となります。このように、本株式内容変更後のA種種類株式の全部について、当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合、当社の1株当たり純資産額（2021

年3月期末時点で96.52円)は29.16円(2021年3月期末時点の純資産額1,199,311千円に基づき算定)となります。

このように、本株式内容変更後のA種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、次のとおり、本株式内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

まず、①本株式内容変更前のA種種類株式には、A種優先配当金の定めとして、累積条項が定められています。当社は、A種種類株式を発行した以降、一度もA種優先配当金の支払いを行っていません。その結果、現在では総額48,362千円のA種優先配当金が累積しており、本株式内容変更を行わない場合は、少なくとも短期的には今後も継続して累積していくことが見込まれます。将来的に当社の収益が改善し分配可能額が生じた際には株主への配当が可能となりますが、当該A種優先配当金は、将来的に普通株主の皆様への配当を実施するにあたり、大きな支障になると考えております。本株式内容変更にあたって、当該累積配当額については放棄する旨をEVO FUNDから提案を受け、かかる点も考慮して普通株式を対価とする取得請求権の当初転換価額を決定しております。

また、②本株式内容変更前のA種種類株式には、金銭を対価とした取得請求権が付されています。当該取得請求権は、2022年1月10日以降、当社に分配可能額があれば、その範囲内で行使することが可能です。当該取得請求権は、A種種類株主の意思に基づき行使されるため、当社は取得請求権の行使の時期をコントロールすることができません。本開示日時点において発行済みのA種種類株式全てにつき当該取得請求権が行使された場合、対価として総額1,491,664千円の高額が必要となりますが、当該金銭の支払いは将来的に当社が設備投資その他の成長投資を行う際の障害となる可能性が否定できず、結果として当社の中長期的な企業価値の向上に必要な施策を適時適切に実施することが困難となるおそれがあります。当社の2021年3月31日時点の現預金残高は約7億円であり、A種種類株式の全てについて金銭を対価とした取得請求権が行使された場合に必要となる金額(総額1,491,664千円)に対して大きく不足しております。これに対して、本株式内容変更により金銭を対価とした取得請求権の定めが削除された場合には、このような懸念を払しょくすることができます。本株式内容変更は当社の資金調達を伴うものではありませんが、当社の手元資金、また、必要に応じてファミリー契約に基づき調達する事業資金によって、アサイー造血機能性の臨床研究等の実施、通信販売等の販売チャンネルの拡充のためのM&A、資本業務提携、人材獲得の実施等といった成長投資を実行することにより、当社の利益成長及び財務状況の改善が可能となり、ひいては当社の中長期的な企業価値の向上を図ることができると判断いたしました(なお、成長投資を実行する時期や金額等の具体的な内容は現時点では決まっておらず、今後検討する予定です)。

なお、本株式内容変更後にA種種類株式の全てが普通株式に転換された場合、発行される株式数は26,244,140株であり、2021年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値215円を基準とするとその総額は5,642,490,100円となります。かかる金額は、本株式変更による当社の財務状況の改善にあたる、上記累積配当額の放棄に係る48,362千円と上記取得請求権の削除による1,491,664千円の合計である1,540,026千円に比べ高額といえます。しかし、当社株式の流動性を考慮すると、現時点において当社が同数の株式数を発行することにより同等の規模の資金を調達することは著しく困難であると考えられます。仮にかかる資金調達が可能であったとしても、大量の株式発行により一度に希薄化が生じるため、本株式内容に伴う希薄化よりも既存株主の皆様に対する影響が大きくなると考えられます。また、A種種類株式につき転換権が行使され普通株式に転換された場合に、それを現時点の時価で全て売却することは、当社の流動性や大量の株式売却による希薄化を考えると、現実性がありません。したがって、本株式内容変更により当社が支払いを免れることができる金額1,540,026千円と、本株式内容変更により増加する潜在株式数に現在の時価を掛けた金額5,642,490,100円を比較することは適当ではなく、当社は本株式内容変更により当社が得られる利益とEVO FUNDが得られる利益とは、一定の均衡がとれていると考えております。

また、A種種類株式の全てが普通株式に転換され、その全てが5年間にわたり売却される場合には、1日当たりの売却数量は21,870株(1年間を240取引日と仮定)であり、当社の過去6か月間における1日当たり出来高1,001,921株の2.18%に相当します。

以上の理由から本株式内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、本株式内容変更後のA種種類株式の全部について当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の割 合 (%)	行使後の 所有株式数 (株)	行使後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割 合 (%)
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	0	0.00	26,244,140	64.12
株式会社REVOLUTION	山口県下関細江町2丁目2番1号	349,700	2.38	349,700	0.85
株式会社JFLA ホールディングス	東京都中央区蛸殻町1丁目5番6号	209,400	1.43	209,400	0.51
株式会社弘乳舎	熊本県熊本市北区高平3丁目43番2号	175,000	1.19	175,000	0.43
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	139,400	0.95	139,400	0.34
竹内 謙一	千葉県勝浦市	95,000	0.65	95,000	0.23
野村証券株式会社	東京地中央区日本橋1丁目13番1号	94,800	0.65	94,800	0.23
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK	93,901	0.64	93,901	0.23
氏原 洋介	千葉県市川市	72,000	0.49	72,000	0.18
三上 雅史	神奈川県川崎市多摩区	60,500	0.41	60,500	0.15
計	—	1,289,701	8.78	27,533,841	67.28

- (注) 1. 「所有株式数」は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「所有株式数」に係る議決権の数を2021年6月末日現在の当社の発行済普通株式総数(14,682,629株)に係る議決権数(146,826個)で除して算出して、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「行使後の所有株式数」に係る議決権の数を「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式内容変更後のA種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合に発行される普通株式数(26,244,140株)に係る議決権数(262,441個)を加えた数(409,267個)で除して算出して、小数点以下第3位を四捨五入しております。

また、発行済みのA種種類株式の全てを保有するEVO FUNDの概要は以下のとおりです。

a. 概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	Evolution Japan Group Holding Inc. 100% (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ氏100%です。) (2020年12月31日時点)
b. 当社との間の関係	出資関係	当社のA種種類株式6,799株、第8回新株予約権5,496個、第9回新株予約権3,228個を保有しておりますが、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、2021年9月15日付で同社から買い取り、消却する予定です。
	人事関係	マイケル・ラーチ氏は本株主総会で取締役候補者とされております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

#### <スケジュール見通し>

2021年8月13日付プレスリリースにおいて記載した日程等について、現時点で変更の予定はありません。

以 上